

幼児の運動活動の場としてのスポーツ少年団

松本典子¹

Noriko MATSUMOTO : A Study on the Japan Junior Sport Clubs Association
as a Place for Preschool Children's Movements

日本スポーツ少年団では幼児団員の受入れが進められている。本研究は受入れにあたり幼児にとって効果的な活動となるための必要な条件を導き出すことを目的としている。検討の視点として、スポーツ少年団の現況から、活動内容、指導体制および保護者の意識をあげた。活用が奨められているアクティブ・チャイルド・プログラムを指導書とする運動活動の展開が検討の対象である。指導者養成とともに、保護者が指導に協力し親子で共に活動する意識をもつ必要性を指摘している。

キーワード：スポーツ少年団 幼児 幼児期運動指針 ACP 親子

はじめに

筆者は昨年より鳥取県スポーツ少年団に関わることになった。これまでに保護者としての数年間の関わりがあるが、20年以上前のことである。この間に少子化が進行し、小学生の運動活動においては運動する子としない子の二極化が見られるなど、鳥取県内においても都市部と同様の問題が取り沙汰されてきていることから、スポーツ少年団の活動の様子も当時と変化していることは優に予想できた。それにもかかわらずその実態を徐々に知ることとなって驚いたことは、団によっては団員として幼児の受入れを可能としていることである。団員数減少によるところがその要因の一つとみられる。実際に県内においてどれだけの幼児が入団しているかは現在のところ明らかではないが、全国的には活動実態もあることから、改めてスポーツ少年団を取り巻く変化の大きさを思い知ることになった。

一方で、幼児の運動活動に関する課題は山積している。「転んでも手が出ない」「まっすぐに走れない」

「ボールの投げ方が未熟」「ボールが目当たる」など、とくに幼児期に必要な運動体験の不足から生じる「動きのぎこちなさ」が指摘されて久しい。体力や運動能力は子どもたちの将来にも直接かかわる問題であるがゆえに、幼児期にふさわしい活動を十分に体験できる環境を整え、基礎的な身体能力をしっかりと身に付けさせることが喫緊の課題であることは言うまでもない。そのため、多くの研究が進められ、その成果等を基に文部科学省から「幼児期運動指針」^{註1)}が示され、保育現場などでは課題克服に向けた様々な取組みがなされている。他方では子どもたちの健全な成長を支えるためのスポーツの原則が提唱される¹⁾など、子どものスポーツ活動への関心は益々高まっている。

このような状況にあって、スポーツ少年団が幼児を受け入れて活動できるようにすることは運動体験の保障の意味からは望ましいことなのかもしれない。しかしながら、発達段階の異なる幼児と小学生を単純に同じメニューで活動させることは好ましくなく、展開の難しさが考えられる。仮にも指導者が幼児を小学生と同様のやり方で体験させるような認識だとすれば、行われる活動は幼児期本来の目的からは逸れてしまいかねない。幼児の運動研究に携

1 鳥取短期大学

わってきた筆者にとっては、実際の活動に対しての懸念が生じるのである。少なくとも指導者や保護者などの幼児を取り巻く大人が、しっかりとした認識のもとに活動を展開することが望まれよう。このようなことから本研究では、今後のスポーツ少年団が幼児の運動活動にとって望ましい場となるよう、現状から課題を設定し検討していく。

1. スポーツ少年団の概要

(1) スポーツ少年団とは

スポーツ少年団は、昭和39年の東京オリンピック競技大会に先立つ昭和37年に「スポーツによる青少年の健全育成」²⁾を目的に、日本体育協会（現在の公益財団法人日本スポーツ協会）創立50周年の記念事業として創設された。高度経済成長期にあった当時、生活様式の変容によって子どもたちの運動不足による体力低下や地域社会の崩壊に起因する子ども集団の消失が問題視され始めていた。そのような中で、「子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、それによって子どもたちを健全に育成しよう」³⁾と、スポーツ少年団の結成が呼びかけられた。

創設当時は団数22団、団員数753名でスタートした団体が、掲げた目的と東京オリンピック競技大会を2年後に控えた国民のスポーツへの関心とが相まって社会的な動きへと発展し、平成17年のピーク時には団数約36,000団、団員数約937,000名⁴⁾と増加して、日本最大の青少年スポーツ団体へと成長している。

スポーツ少年団は、単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されている。単位団は年度ごとに団員、指導者の登録が必要であり、市区町村スポーツ少年団に登録した単位団は、都道府県スポーツ少年団を通じて日本スポーツ少年団へ登録される。活動拠点は学校ではなく地域

社会に置かれ、主活動は競技スポーツばかりではなく発育発達段階を考慮した幅広いスポーツ活動をグループで行うことに特色があるとされている。また、当初の主な対象は12歳から15歳の中学生であり、これらの少年と一緒に活動できる少年として小学校5、6年生や高校生などが加えられていた。1回の練習時間は、たいていの種目が1時間から2時間とされ、練習に対しては集中して行うことを求めあまり長時間にならないよう注意を促している⁵⁾。

このようにスポーツ少年団は、特定の競技スポーツ種目に限定せず、幅広いスポーツ活動にレクリエーション活動や社会活動なども組み入れた多様なプログラムによって、発育発達期にある子どもたちのスポーツを通じた健全育成を目指して創設されている。その理念は、「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる」「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」⁶⁾にある。

(2) スポーツ少年団の現状

1) 日本スポーツ少年団

急成長を遂げたスポーツ少年団であるが、近年は状況の変化とともに課題も見受けられるようになっている。まずは団員についてである。当初は中学生を主対象とするスポーツ少年団であったが、中学生が中学校のクラブ活動に拠点を移していくことにより次第に小学校卒業と同時に卒団する傾向となり、小学生中心のスポーツ少年団へと移行していくこととなった。そして、近年の少子化が大きな要因となって団員数は減少（平成29年団数約32,000、団員数約694,000名⁷⁾）し、対象学年を徐々に低学年へ広げ、ついには幼児の受入れを可能とするまでとなっている（対象年齢は単位団により異なる）。方針では中学生や小学校高学年のリーダーを養成し、異年齢集団のまとめ役として考えられているスポーツ少年団であるが、とくに中学生の団員が減少している近年においてはその特性を活かしにくい状況になっていると言われている。

指導者については、「認定員」「認定育成員」の資格が設けられており、活動の中心的指導者としてスポーツ少年団の指導・運営にあたることが求められ、単位団には2名以上の有資格者の登録が義務付けられている。これらの資格は、養成講習会を受講するなどの一定の条件を満たすことにより都道府県スポーツ少年団の認定を受け、日本スポーツ協会から資格が認定される仕組みになっている。ただし、現在日本スポーツ協会では公認スポーツ指導者制度の改定が検討されており、スポーツ少年団の指導者としては「スタートコーチ（スポーツ少年団）」^{注2)}資格が創設される。これは、スポーツ指導者として最低限身に付けておくべき知識を短期間で修得することができることとされており、安全で効果的な活動を提供できる指導者として、とくにスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ^{注3)}の指導者の資格取得が期待されている。「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成カリキュラムについては現在検討中である。

2) 鳥取県スポーツ少年団

鳥取県スポーツ少年団においても全国と同様の傾向が見られ、直近の平成30年までの5年間で団数は174団から160団、団員数3,392名から3,019名⁸⁾といずれも1割程度減少している。平成30年に鳥取県体育協会により単位団に対して実施されたアンケート調査⁹⁾（以下、H30調査）によると、回答のあった83団（回収率51.9%）のうち団員として中学生までの受入れを認めている団が14団（17%）はあるものの大半は小学生までで構成され、10団で幼児の受入れが可能（入団者の有無は不明）とされている。団員の中にリーダーの有資格者がいるのは22団（27%）であった。以下に、H30調査と平成19年に実施された同様の調査¹⁰⁾（以下、H19調査）との比較を基に鳥取県スポーツ少年団の現状をみていく。

①指導者

指導者の年齢は40歳代を中心に20歳代から60歳代に及び、平成30年度は718名の指導者が登録されているが、男性指導者が主となっていて女性指

導者の割合が減少してきている。きめ細やかなバランスの取れた指導体制を築くためにも女性指導者の育成が望まれている。

指導の重点としては、「礼儀」「楽しさ」への意識が両調査とも高いものの、H30調査においては「技術向上」や「勝利追及」へやや重きが移っていることが指摘されている。これについては、保護者の意向やスポーツ界を取り巻く社会的背景が影響していることが考えられている。指導方針は、「いずれの子どもも平等に行う」とする指導者が多い傾向ではあるが、H30調査では「下手な子重点」「まじめに行う子」「努力する子」「上手な子優先」なども散見され、それぞれの指導者や単位団の方針に基づいて指導の重点が多様化していることが見てとれる。指導者の資質向上にむけては、「認定員講習会」などの何らかの既存の研修会に参加することによって向上を図ろうとする傾向が強くなっており、H19調査で多く回答のあった「独自の研修会の開催」は減少している。

②活動状況

活動場所は、ほとんどの団が小中学校の施設や市町村の管理する施設を利用している。活動日数については週3日が多いが、両調査の10年間のうちに週4日から3日に移行している傾向が見られた。曜日は、いずれの調査においても土日の両日もしくは土曜日に活動している団が7割以上である。活動時間については、H30調査では平日は2～3時間、土日は3時間以上とした団が最も多く、H19調査に比較して1回の活動時間が1時間程度長くなっている。

③保護者の負担感、意識

団員の練習への送迎、練習中の世話、大会遠征時の応援や大会運営のボランティア活動など、保護者に求められる協力要請は様々にあるようである。このことが負担となって団員数を増やしにくい要因になっていると言われるように、鳥取県においても団員増のネックとして「保護者の負担増」を挙げる団が最も多い。また、スポーツあるいはスポーツ少年団への理解不足や誤解から、入団することにより競

技力強化、選手養成につながるととらえる保護者もあって、保護者同士の考え方の違いが退団の原因にもなっていることがあげられている。

2. 幼児の活動の場としての課題

以上がスポーツ少年団の概況である。スポーツ少年団のこのような状況下において幼児の運動活動が展開されるためには、以下の視点からの検討が必要と思われる。

(1) 活動内容について

最も重視すべきは活動内容である。運動技術を巧みに行うことよりも運動好きにすることが求められ、運動遊びを通して様々な動きや運動動作の獲得を目指す幼児期においては、小学生やそれ以降の団員の運動内容とは変わらざるを得ない。単に団員を増やすことだけの目的から入団を受け入れ、小学生と一緒に競技種目の技術練習的な運動メニューによってのみ活動させるようなことが考えられているとしたら、それは幼児にふさわしいとは言えないものである。「技術向上」や「勝利追及」に重きを置く傾向が少しずつ増えてきている現状からは、幼児の活動だけでなく小学生の活動全般についても見直し、スポーツ少年団の発足当初に掲げられた「競技スポーツばかりでなく発育発達段階を考慮したスポーツ活動のほか、文化・学習活動や社会活動など、幅広い活動を展開する」¹¹⁾という趣旨に立ち返ることも必要ではないかと思われる。

この点において、幼児を含む子どもたちの活動内容として、日本スポーツ協会から「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム (ACP)」¹²⁾が推奨され、前述した新資格である「スタートコーチ (スポーツ少年団)」の養成カリキュラムへの導入が考えられている。本研究においては、本プログラムがスポーツ少年団における幼児受入れのための要の運動メニューになると考え、後にその内容についての検討を試みることにする。

(2) 指導体制について

活発に活動する年上の子どもたちの姿を間近にする環境は、幼児にとってこれほど刺激に富むものではなく必然的に運動に誘い込まれるものかもしれない。しかしながら、多くの指導者は小学生を中心に指導してきており、発達特性の異なる幼児期の運動活動 (運動遊び) をも担うことについては難しさが感じられる。いずれにしても指導者には幼児期の発達特性や適した運動内容を十分に把握しておく必要があること、また単位団の限られた活動時間やスペースで小学生と幼児に適したメニューで活動させるための工夫が必要となろう。そのためには、指導者や幼児を補助する、あるいは支援する指導者やリーダー、保護者などによるサポート体制が求められる。中学生リーダーが少なくなっている現状にあっては、幼児と指導者をつないで効果的な活動を展開するために保護者の協力が欠かせないものとなる。そのほかの関係者も含めた指導者と保護者とが協同で活動を展開できるかどうか、スポーツ少年団における充実した体制づくりのポイントになるように思われる。

(3) 保護者の意識について

親自身が幼児期の発達をよく理解し、ふさわしい幼児期の運動活動への認識をもつことがまず必要であろう。スポーツ少年団へ入団することにより幼いうちから競技力を養うことを求めるのは、幼児期の望ましい運動体験の面からもスポーツ少年団の趣旨にも適合しない。保護者のこうした意識や価値観は幼児の運動活動への影響が強いだけに重視されなければならない。そして、まだ充分に自立して活動することができない幼児の場合は、通常の団員と保護者との関係とは区別して考え、幼児を指導者任せにしてしまうのではなく、保護者が指導に協力する、それ以上に親子で共に活動するという意識や態勢が、幼児の活動意欲を促す上で必要ではないかと思われる。

3. 幼児期の運動活動

(1) 幼児期運動指針

幼児期の望ましい運動活動については多くの研究が進められてきている。日本スポーツ協会においても、発育期のどの時期にどのような運動をすべきかを根拠として運動プログラムを作成する研究が進められ、幼少期に身に付けておくべき基礎的な動きについて、その習得方法と効果的な指導法の研究¹³⁾が行われている。また、文部科学省では平成19年からの3か年に「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」¹⁴⁾が実施されている。これらを基に平成24年文部科学省より3歳から6歳の小学校就学前の子どもを対象とする幼児期運動指針（以下、指針）が示された。次には、幼児期の望ましい活動の根拠として指針を取り上げ、運動内容や活動方針を中心にその概要を掴むことにする。

1) 目的

指針では、「一人一人の幼児の興味や生活経験に応じた遊びの中で、幼児自らが体を動かす楽しさや心地よさを実感すること」、そして「幼児が楽しく体を動かして遊んでいる中で、多様な動きを身に付けていくことができるように、多様な遊びが体験できるような手立ても必要であること」を述べ、身体活動が毎日60分以上になるようにと示された¹⁵⁾。

2) 重点

幼児期は、動きが多様に獲得され動きの種類の大が図られるとともに、動きが上手になっていく動きの洗練化も図られる時期であること、また心と体が相互に関連しながら総合的に発達する時期であることより、次の3点が重視されている。

- ①多様な動きが体験できるように様々な遊びを取り入れること
- ②楽しく体を動かす時間を確保すること
- ③発達の特性に合った遊びを提供すること¹⁶⁾

3) 運動内容

身に付けさせたい基本的な動きの例として、「体のバランスをとる動き」（立つ、座る、寝ころぶ、起きる、回る、転がる、渡る、ぶら下がるなど）、「体を移動する動き」（歩く、走る、はねる、跳ぶ、登る、下りる、這う、よける、すべるなど）、「用具などを操作する動き」（持つ、運ぶ、投げる、捕る、転がす、蹴る、積む、こぐ、掘る、押す、引くなど）にまとめ、これらを幼児の発達にあわせて体験できるようにと述べられている¹⁷⁾。

4) 活動方針

体を動かす遊びには特定のスポーツ（運動）のみを続けるよりも多様な動きが含まれ、したがって様々な遊びをすることで複合的な動きを経験し、結果的に多様な動きを獲得できると述べ、特定の活動ではなく様々な運動遊びの体験の必要性があげられている。また、幼児の自発性や主体性が尊重されなければ楽しい活動にはなり得ないため、トレーニングのように特定の動きばかりを繰り返したり、運動の頻度や強度が高すぎ、特定の部位にストレスが加わったりしないよう注意する必要性が指摘されている。加えて、幼児はその時期に発達する身体機能を使って動こうとする特性があり、発達にあった遊びをすることが機能のいっそうの促進になること、活動意欲を満足させることが有能感を育むこと、個人差が大きいことを考慮するよう述べられている¹⁸⁾。

5) 発達特徴と留意点

それぞれの年齢段階における発達特徴と適した運動内容、および環境構成上の留意点は以下のとおりである。

- ①3～4歳：自分の体の動きをコントロールするようになり、次第に身体感覚を高める。「体のバランスをとる動き」「体を移動する動き」留意点：体を使った遊びの中で多様な動きが体験でき、自分から何度も繰り返すことに面白みを感じることができるような環境構成が必要である。
- ②4～5歳：全身のバランスをとる能力が発達し、操作するような動きも上手になっていく。「用具

などを操作する動き」留意点：まねをしたい動きを見せてくれる友達，保育者，保護者の存在が基本的な動きの獲得に大きく影響するため，モデルとしての保育者の役割も求められる。

- ③ 5～6歳：「基本的な動きの組み合わせ」ができるようになり，目的に向かって集団で行動したり，役割分担したりして遊ぶようになる。様々な動きをより滑らかに遂行できるようにする。留意点：全力で走ったり跳んだりすることや，挑戦してみたいと思えるような組み合わせた動きが含まれる遊びに，十分に取り組めるよう配慮する¹⁹⁾。

(2) アクティブ・チャイルド・プログラム

スポーツ少年団においては日本スポーツ協会発行の「アクティブ・チャイルド・プログラム」(以下，ACP)の活用が奨められている。ACPには，「子どもたちに幼児期からの運動習慣を定着させ，スポーツの基礎となる動きを習得させることがスポーツ少年団の使命」²⁰⁾と述べられ，組織として幼児の受入れを積極的に進めようとしていくことがわかる。そのためACPでは，指導者には幼児期の発達特性をよく理解し運動内容を工夫して指導にあたることが求められ，指針を示しながら幼児期における運動の意義や幼児期の発達特性がまとめられている。

運動内容には，用具や手近にある物を使った例として，ボール，ロープ，新聞紙を取り上げ，数種類ずつの展開例が示されている。ボールでは，つく，転がす，投げる，受ける，運ぶ，当てるなどの動きや，それらの動きをゲームに発展させるやり方などのように，それぞれの用具の特性をいかした遊び方があげられている。さらに，鬼ごっこ，押しくらまんじゅう，かくれんぼ，ゴム跳びなどの伝承遊びが取り上げられ，遊び方，発展のさせ方，安全上の配慮が盛り込まれている²¹⁾。

指導の観点としては，多様な動きの体験，一定の身体活動量と活動強度の確保，個人差への配慮，飽きさせない工夫，認めること，楽しい雰囲気づくり，

こころの発達や社会性の獲得，異年齢交流の8項目について述べられている²²⁾。これらより，集中力の乏しさによる飽きさせない工夫の必要性や成長した点を認めることにより有能感を育むことなど，幼児の指導において留意されなければならない基本的な事項が指摘されていることがわかる。さらに指導にあたっては，一方向の指導にならないように子どもたちとの信頼関係を築く必要性を説き，そのために肯定的な言葉かけを多くして安心できる雰囲気をつくること，子どもたちの主体性を尊重することを重視するよう解説されている。そして，良い動きへ導くために言葉で指導しようとするのではなく，合理的な動作が必然的に生じる活動を工夫し，それによって子ども自身に判断させることが求められている。このほかにも，バランスの取れた活動になるための「指導日誌」の活用，ほめ方，しかり方，家庭との連携の図り方など，指導者として心得ておくべき指導法についてきめ細やかに示されている²³⁾。

4. 考察

以上の内容をもとに，スポーツ少年団においてACPを指導書として幼児の運動活動を展開することについて，前項の3つの視点から考察を進める。

(1) 活動内容について

ACPで取り上げられている用具や身近な物を使った運動は，指針の「用具などを操作する動き」に分類され，4歳ころから体験させたい内容である。用具は子どもたちの興味を誘い運動に引き込む魅力をもつと言われており，操作性の動きに挑戦することは，積極的に物と体を一体化させて動くことになり，子どもたちの全身の協応性を高め調整力系の能力を伸ばすことになる。さらに用具を使った運動は，動かす用具自体の動きによって体の動かし方の適否を子ども自身で判断でき，運動学習につなげやすいことも指摘されている²⁴⁾。したがって，用具を使った運動を工夫して体験させることは小学生の活動に

においても効果が期待できる。取り上げられている用具に限らず、単位団で使用される用具なども活用しながら様々な動き体験へ導くことが望まれる。

また伝承遊びは、かつては近所の子どもたちが集まりメンバーに合わせてルールを柔軟に工夫しながら一緒に遊んでいたものである。ACPでは、異年齢の集団であるスポーツ少年団の構成特性と伝承遊びの特性を重ね合わせて考えられていることがわかる。異年齢での活動機会の少ない現在の子どもたちにとって、異年齢交流を体験できる良い機会にもなる。またこれらの活動により、指針に分類されている「体のバランスをとる動き」「体を移動する動き」に示される多様な動きの体験が可能であることは言うまでもなく、伝承遊びの導入は効果的な手法と考えられる。

(2) 指導体制について

ACPの指導理論は指針を基に構成され、幼児期の発達特性や指導上の把握しておくべき内容が丁寧に盛り込まれていることが確認できた。とかく大人が陥りやすい言葉による良い動きへの指導を戒めている点は、小学生の理解の仕方との違いを的確に示しており大切な視点である。これらのことから、ACPで展開されている指導法の獲得により効果的な指導が期待でき、ACPの指導者養成カリキュラムへの導入は意義あるものと判断する。

一方、実際の活動の展開にあたり指導者やリーダー、保護者などによる指導や関わり方についてはほとんど触れられていない。展開の仕方については、小学生と一緒に、活動の導入段階もしくは前半の活動として取り入れる例が示されているだけであり、それぞれの単位団の実態に合わせた体制づくりが前提となっているように見受けられる。したがって、幼児団員の人数や発達段階などにより具体的な実践方法が考えられなければならないが、特定の指導者のみに頼る方法では限界が感じられるところである。保護者を含めた体制づくりについての根本的な見直しが必要ではないかと考える。

(3) 保護者の意識について

十分に自立して活動することができない幼児を含めて実際の活動を展開する場合、家庭との連携が欠かせない。そのためACPにおいても保護者の理解と協力を得るための工夫として、保護者説明会や研修会等を利用してスポーツ少年団の趣旨や方針に共感を得られるようにすることや、子どもの活動の様子を家庭へ伝えることを促している。これらは確かに必要なことであるが、家庭はそのような関わりでよいのであろうか。

親世代が多忙で子どもと一緒に遊ぶ時間をとりにくい現状は確かにある。そのためスポーツ少年団としては、保護者に負担感を抱かせない配慮から活動への関与を強く求めているのかもしれない。しかし、保育施設では保育のプロのもとに子どもたちの活動が展開されるが、スポーツ少年団の指導者はほとんどが保育者ではない。もっと親や家族と一緒に子どもを育むことを考えるべきではないか。親が側にいて見守り、あるいは一緒に活動して楽しむ。その中で自然に生じる励まし、認め、ほめる言葉かけほど子どもたちの意欲を高め、安心して活動に取り組み、有能感を育むことができるものはなからう。親や家族が共に活動することで家庭での実践につなげることが容易となり、日々の生活に運動遊びを習慣化させやすくもなる。つまり、保護者の負担を少なくするという考え方ではなく、親と一緒に参加して遊びを展開することが幼児の発達を促すことにつながり、スポーツ少年団がその機会を提供し支援する場であるという考え方をもっと示してはどうかということである。日本最大の少年スポーツ団体であるスポーツ少年団が、今後その方針を明確に打ち出し実践につなげることができれば、子どもたちの成長への効果は大きいと考える。

今後に向けて

日本スポーツ少年団ではドイツのスポーツ少年団との交流事業が行われているが、そのドイツにおい

ては地域のスポーツクラブが発達しており、幼児期から親や家族と一緒に運動活動に親しむ習慣が定着している。こうしたクラブの教室では、幼い子どもたちが親と一緒にフープやボールなどの用具を使って様々な遊びを楽しんだり、マットの上で転がったり、時には外から拾い集めた落ち葉を使って創作活動に興じるなど豊かな活動の展開が見受けられる。かつてこのようなクラブの指導書²⁵⁾を調査した際、それには活動内容を限定することなく手軽にできるものから野外活動にいたるまで実に様々な内容が工夫され、しかも個々の親子のつながりを深め子どもを集団に馴染ませる内容から、自立した活動、そして集団としての調和を図るねらいをもつ活動まで工夫し検討されていることがわかり、当時のわが国の同種の活動との違いを感じた。つまり、幅広い体験内容が個々の子どもたちの発達に即して、また家庭での継続的な活動にもつながるよう配慮して考えられていること、また個々の子どもたちが社会的関係をつくり、集団で活動できるようになることを意図して考えられているところに、一過性の体験型方式との差があった²⁶⁾。

幼児主体のこうしたドイツのクラブとスポーツ少年団に幼児を受け入れようとする日本の場合とでは事情は異なるが、子どもの健全な成長を願う趣旨は同じである。スポーツ少年団が今後幼児団員を本格的に受け入れるには、指導者の養成と同時にそれぞれの団の実情に合わせてしっかりとした体制が考えられる必要がある。そのためにも、子どもが自立して集団の中で楽しんで活動できるようになるまで、親と指導者が協同で育んでいこうとする意識をより高めることが重要と考える。交流事業を通してドイツのこのようなスポーツ文化に触れることができれば、さらに交流の意義が深まるようにも思われる。

本研究を進めるにあたり、鳥取県スポーツ少年団副本部長椿知夫氏および鳥取県体育協会生涯スポーツ担当御崎智徳氏にご協力いただきました。謹んで感謝申し上げます。

注

- 1) 文部科学省が委嘱した幼児期運動指針策定委員会により先行研究に基づき平成24年3月に取りまとめ公表されたガイドライン。
- 2) 日本スポーツ協会により公認スポーツ指導者制度の改定が行われ、「スタートコーチ」が競技別指導者資格として2019年度から、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」は2020年度より養成される。
- 3) 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
スポーツ庁：総合型地域スポーツクラブ、
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371972.htm (2019. 2. 1)。

引用・参考文献

- 1) 『子どもの権利とスポーツの原則』、公益財団法人日本ユニセフ協会、2018。
- 2) 『ガイドブックスポーツ少年団とは』、公益財団法人日本スポーツ協会、2018、p. 2。
- 3) 前掲2)、p. 3。
- 4) 公益財団法人日本スポーツ協会：スポーツ少年団登録状況、<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid301.html> (2019. 2. 1)。
- 5) 前掲2)、pp. 5-20 抜粋。
- 6) 前掲2)、p. 5。
- 7) 前掲4)。
- 8) 「平成30年度鳥取県スポーツ少年団市町村登録状況一覧表」、公益財団法人鳥取県体育協会生涯スポーツ推進委員会資料、2018。
- 9) 「平成30年度スポーツ少年団活動に関するアンケート調査」、公益財団法人鳥取県体育協会、2018。
- 10) 公益財団法人鳥取県体育協会：鳥取県スポーツ

- 少年団活動実態調査, <http://www.sports-tottori.com/wordpress/wp-content/uploads/2015/04/sposyoanke.pdf> (2019. 2. 1).
- 11) 前掲 2), p. 4, p. 11.
- 12) 『幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム』, 公益財団法人日本スポーツ協会, 2018.
- 13) 公益財団法人日本スポーツ協会:平成 17~19 年度日本体育協会スポーツ医・科学研究, 「幼少年期に身につけておくべき基本運動(基礎的動き)に関する研究」, <https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid669.html> (2019. 2. 1).
- 14) 文部科学省: 体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究報告書, http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/youjiki/index.htm (2019. 2. 1).
- 15) 幼児期運動指針策定委員会『幼児期運動指針ガイドブック』, 文部科学省, 2012, p. 2.
- 16) 前掲 15), p. 7.
- 17) 前掲 15), p. 8.
- 18) 前掲 15), pp. 7-13 抜粋.
- 19) 前掲 15), pp. 14-16 抜粋.
- 20) 前掲 12), p. 4.
- 21) 前掲 12), pp. 35-78 抜粋.
- 22) 前掲 12), pp. 79-81 抜粋.
- 23) 前掲 12), pp. 82-110 抜粋.
- 24) 松本典子 「「用具などを操作する動き」の意義」, 『鳥取短期大学研究紀要』 第 69 号 (2014), pp. 1-8.
- 25) Lorenz K, u. G. Stein, Eltern Kind Turnen, (Celle : Pohl-Verlag, 1988).
- 26) 松本典子 「親子体操 [Eltern-Kind-Turnen] の指導方法に関する考察」, 『スポーツ方法学研究』 第 7 巻第 1 号 (1994), pp. 83-91.